

清須市行財政改革推進プラン
(清須市第3次行政改革大綱)

(案)

平成29年3月
清 須 市

I 序論

1 プランの位置付け

本市では、2016（平成28）年12月に、2017（平成29）年度から8年度間の行政運営の基本的な指針となる「清須市第2次総合計画」（以下「第2次総合計画」）を策定しました。

第2次総合計画では、長期的な視点に立って市の将来に向けての発展すべき方向と目標を定めるとともに、その目標の実現に向けて、政策・施策・事務事業を最適に展開するための行政運営マネジメントの実行を図ることとしています。

この「清須市行財政改革推進プラン」（清須市第3次行政改革大綱、以下「プラン」）は、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける第2次総合計画に基づいた行政運営を推進し、第2次総合計画で掲げる将来像や7つの政策の実現を図るため、その下支えとなる行財政基盤の構築に向けた市の行財政改革の方向性を定めるとともに、必要となる具体的な取組項目を定めるものです。

第2次総合計画の概要

基本理念

- 安心** 災害や犯罪から生命・財産を守り、暮らしの「安心」を確保します
- 快適** 自然と共生しながら都市機能を更に高め、暮らしの「快適」を確保します
- 魅力** 市民の誇りと愛着をはぐくみながら、市の「魅力」を一層高めます
- 連携** 世代や地域、官民の枠を超えて、「つながり」を大切にします

将来像

水と歴史に織りなされた 安心・快適で元気な都市

7つの政策

- 政策1** 安全で安心に暮らせるまちをつくる
- 政策2** 子育てのしやすいまちをつくる
- 政策3** 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる
- 政策4** 便利で快適に暮らせるまちをつくる
- 政策5** 魅力に満ちた活力のあるまちをつくる
- 政策6** 豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる
- 政策7** つながりを大切にするまちをつくる

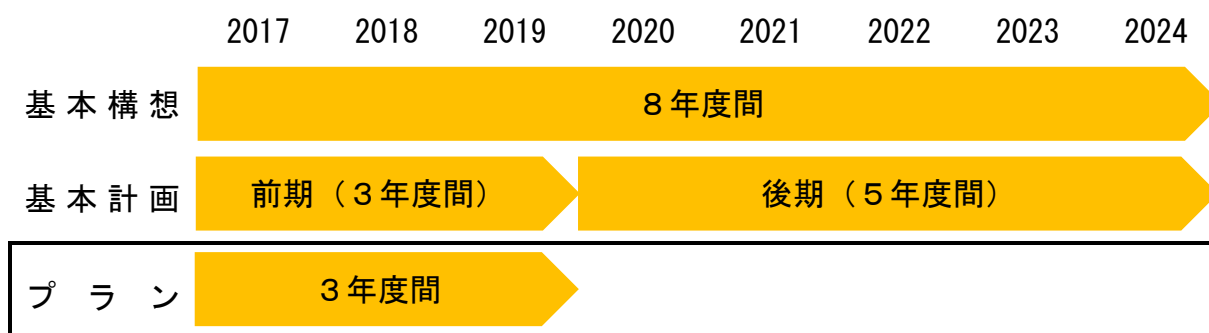
2 プランの期間

プランの期間は、第2次総合計画との整合を図り、次のとおりとします。

2017（平成29）年度から2019（平成31）年度までの3年度間

第2次総合計画（基本構想）で掲げる将来像や7つの政策の実現に向けては、そのための手段である第2次総合計画（基本計画）の37の施策を着実に推進することが必要であり、その推進のために不可欠となる行財政改革の方向性等を定めるのがこのプランであるため、プランの期間については、第2次総合計画（基本計画）の前期計画期間とあわせることとします。

【第2次総合計画とプランの計画期間】



II 現状と課題

1 これまでの行政改革の取組状況

(1) 行政改革大綱等の策定

本市ではこれまで、「清須市第1次総合計画」（2007（平成19）年度～2016（平成28）年度、以下「第1次総合計画」）を着実に実行するために必要となる、行政改革に取り組むための総合的な指針として、第1次総合計画の基本計画と計画期間の整合を図りつつ、「清須市行政改革大綱」（2007（平成19）年度～2011（平成23）年度）及び「清須市第2次行政改革大綱」（2012（平成24）年度～2016（平成28）年度、以下「第2次行政改革大綱」）を策定し、行政改革を推進してきました。

また、行政改革大綱（第1次・第2次）で掲げる重点項目の実現に向けて、具体的な取組項目や年度ごとの工程を定めた「集中改革プラン」（第1期・第2期）を策定し、取り組みの着実な進捗を図ってきました。

[これまでの行政改革大綱・集中改革プランの計画期間]

	年 度									
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
行政改革大綱	第 1 次					第 2 次				
集中改革プラン	第 1 期			(延長)		第 2 期			(延長)	
第1次総合計画	前期基本計画					後期基本計画				

(2) 第2次行政改革大綱・集中改革プランの取組状況

2012（平成24）年度を始期とする第2次行政改革大綱では、第1次総合計画の基本構想で掲げる「行政運営の方針」を踏まえて、5つの「重点項目」と、「推進に向けて必要な取り組み」を定めています。

また、集中改革プラン（第2期）では、第2次行政改革大綱の体系に即して、46項目（延長後8項目）の取組項目を定めています。

[第2次行政改革大綱の重点項目等と行政改革効果額（見込みを含む）]

行政運営の方針 （第1次総合計画）	第2次行政改革大綱の 重点項目等	集中改革プランの主な 取組項目	行政改革効果額※ （2012年度～2016年度）
1 計画に基づく 進捗管理と改革 の推進	1 行政体制の再構築	職員定数の削減	2億51百万円
	2 事務事業の再構築	金銭給付的事業の見直し、特別会計事業における受益と負担の適正化	81百万円
2 組織のスリム 化	3 公共施設の再構築	公共施設の見直し	11百万円
	4 財政システムの再 構築	超過課税の実施、有料広告の掲載、遊休資産の活用・売却等の推進	7億41百万円
3 公共的施設の 利便性・効率性向 上	5 協働の推進	アダプト制度の検討、男女共同参画社会づくりの拡充	—
	4 施策の見直し 及び重点化	推進に向けて必要な取 り組み	—
行政改革効果額 合計（2012年度～2016年度）			10億84百万円

※原則として決算額で積算し、遊休資産の売却（190百万円）など、その効果が当該取組を実施した年度のみにとどまるものは、単年度の効果額として整理するとともに、職員定数の削減や事業の見直しなど、次年度以降も効果が継続する場合は、複数年度に渡る継続効果額として整理。

(3) 第2次行政改革大綱の重点項目別の成果と課題

① 行政体制の再構築

2005（平成17）年7月に市町村合併により誕生し、2009（平成21）年10月の春日町との合併を経た本市では、市としての一体性を確保するとともに、合併によるスケールメリットを最大限に発揮するため、「定員管理の適正化」、「総人件費の抑制」、「人材育成、人事評価制度の推進」、「電子自治体の推進」を取り組みの柱として、行政体制の再構築を進めてきました。

特に、「定員管理の適正化」については、「清須市定員適正化計画」で定めた計画値を前倒しで達成するなど、積極的に取り組んでいます。

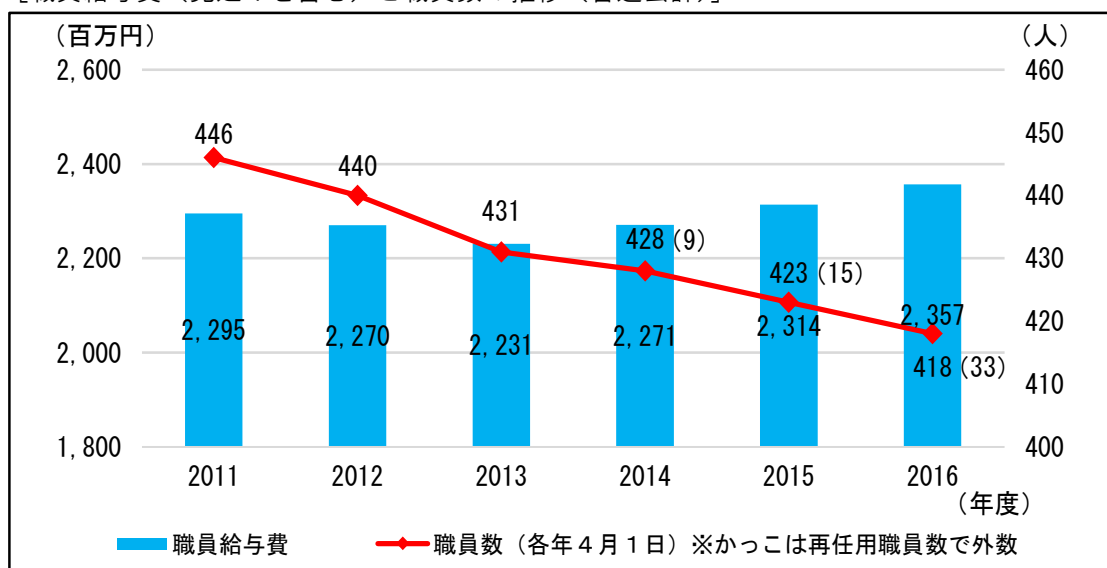
一方で、減少を続けてきた普通会計※の職員給与費は、再任用職員の雇用などに伴って、2014（平成26）年度から増加に転じており、今後は再任用職員や臨時職員等を含めた定員・配置の適正化を図り、課題や変化に的確に対応した、簡素で効率的な行政体制の構築を進めていくことが必要です。

※地方自治体相互間の比較分析を可能とするため、統一的な方法によって一般行政部門の会計を整理したものの。

[定員適正化計画の計画値と実績値（普通会計・各年4月1日）]

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
	第2次定員適正化計画			第3次定員適正化計画		
計画値①	449人	446人	442人	437人	427人	424人
実績値②	446人	440人	431人	428人	423人	418人
②-①	▲3人	▲6人	▲11人	▲9人	▲4人	▲6人

[職員給与費（見込みを含む）と職員数の推移（普通会計）]



[普通会計の臨時職員賃金の推移] ※かっこ内は対前年度 (単位：百万円)

2011 (H23) 年度	2012 (H24) 年度	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度
687	680 (▲7)	662 (▲18)	655 (▲7)	637 (▲18)

② 事務事業の再構築

市民に対する適切な行政サービスの提供と健全な財政運営との両立を図るため、事業目的に照らした内容の妥当性、費用対効果等の観点から、全ての事務事業を対象とした事務事業の見直しを進めてきました。

また、様々な行政サービスの中で、受益者負担を求めることが適切なサービスについては、受益と負担の適正化を図るとともに、公共的団体を対象とした補助金のあり方についても検討を進めてきました。

今後、2017（平成29）年度を始期とする第2次総合計画に基づいた行政運営を進める上では、行政評価を活用して有効性と効率性の定期的な測定を行うなど、引き続き事務事業の見直しに努める必要があります。

[主な事務事業の見直し]

項目名	見直しの内容
2012（平成24）年度	
市政推進委員制度	自治活動のブロック化推進に向けた見直し
2013（平成25）年度	
公共施設に係る電力供給契約	一部公共施設に係る電力供給事業者を見直し
2014（平成26）年度	
母子・父子家庭医療費	所得制限を導入
古紙、布及びアルミ缶回収報奨金	報奨金の支給条件を見直し
2015（平成27）年度	
心身障害者等へのタクシー料金・自動車ガソリン費用助成	所得制限を導入
介護用品支給事業	所得制限を導入
2016（平成28）年度	
街路灯の管理	リース契約による街路灯のLED化を実施

[主な受益と負担の適正化]

項目名	受益と負担の適正化の内容
2015（平成27）年度	
公共施設使用料の改定	算定基準を定めた上で公共施設使用料を見直し
2016（平成28）年度	
国民健康保険税率の改定（～2017年度）	国民健康保険税の税率を段階的に見直し

[主な補助金の見直し]

項目名	見直しの内容
2012（平成24）年度	
自治活動補助金（～2014年度）	自治活動のブロック化推進に向けた見直し
2013（平成25）年度	
消防団員厚生費補助金	団員懇親事業に係る補助を見直し
2014（平成26）年度	
浄化槽清掃費補助金	公共下水道供用開始区域内に係る補助を見直し
農業振興対策事業補助金（～2016年度）	生産調整事業、病害虫防除事業、水稻・そ菜種子更新事業、集落活動推進事業などに係る補助を見直し
小規模企業等振興資金融資制度に係る信用保証料助成金（～2015年度）	助成率及び助成限度額を見直し

③ 公共施設の再構築

市町村合併により誕生した本市では、旧町から受け継がれた公共施設について、類似のサービスを提供する施設が複数存在するなどの課題を解消するため、2010（平成22）年2月に策定した「清須市公共施設のあり方基本方針」に基づいて、公共施設の統合による機能集約、機能強化を念頭に置いて、公共施設の適正配置を進めてきました。

こうした中、本市が保有する公共建築物の延床面積は184,415㎡となっており、その63.0%（116,266㎡）が建築後30年を超えるなど、老朽化が進行しています。

今後、インフラを含む公共施設等に係る財政負担の増加が見込まれる中、公共施設等において市民サービスを安定的かつ継続的に提供していくためには、長期的な視点をもって、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を総合的かつ計画的に進める必要があります。

また、公共施設の維持管理についても、事後的な管理から予防保全型維持管理への転換を図るとともに、指定管理者制度など民間活力の導入を推進することにより、一層効果的・効率的に行う必要があります。

[市が保有する公共建築物の状況（2016（平成28）年4月1日現在）]

施設区分	対象施設	施設数	棟数	延床面積（㎡）	うち築30年超（㎡）
市民文化系施設	清洲市民センター、カルチバ新川等	8	10	15,800	5,493
社会教育系施設	市立図書館、はるひ美術館等	3	5	4,284	0
スポーツ・レクリエーション系施設	春日B&G体育館、清洲城等	7	9	3,464	1,666
産業系施設	A R C O清洲等	2	3	14,299	0
学校教育系施設	学校、学校給食センター	13	64	92,383	76,787
子育て支援施設	幼稚園、保育園、児童館等	27	28	20,852	12,338
保健・福祉施設	老人福祉センター、保健センター等	10	10	12,579	4,791
行政系施設	本庁舎、新川ふれあい防災センター等	19	25	17,269	12,794
その他	旧西枇杷島第2幼稚園等	4	4	3,485	2,397
合 計		93	158	184,415	116,266

※延床面積が50㎡以上の施設を対象。複合施設は施設区分ごとに1施設として計上。

[公共施設の統廃合等の状況]

2012（平成24）年度	公民館図書室（4か所）を廃止、はるひ保健福祉センター転用し、市立図書館を供用開始（7月～）
2014（平成26）年度	新川ふれあいセンター、新川体育館を廃止（～8月）
	旧給食センター（4か所）を統合し、新学校給食センターを供用開始（9月～）
2015（平成27）年度	夢の森保育園を廃止（～3月）
	※民間事業者へ譲渡、2016年4月から民間事業者が認定こども園を開園
2015（平成27）年度	西枇杷島第2幼稚園を廃止（～3月）
2016（平成28）年度	※2016年4月から芳野保育園を供用開始
	本庁舎北館を供用開始して、本庁方式へ移行（1月～）

[指定管理者制度導入施設]

施設名	指定管理期間	指定手続
清洲総合福祉センター	2014年度～2018年度	任意
夢広場はるひ（市立図書館、はるひ美術館等）	2015年度～2019年度	公募
清洲勤労福祉会館（A R C O清洲）	2017年度～2021年度	公募
新川地域文化広場（カルチバ新川）	2015年度～2019年度	公募

④ 財政システムの再構築

2008（平成20）年の世界的な金融危機の影響を受けて、本市においても2009（平成21年）から歳入の約半分を占める市税が大きく落ち込みましたが、市税徴収率の引き上げや有料広告の掲載、法人市民税に係る超過課税の実施、公有財産の余裕部分の貸付といった資産の有効活用など、歳入確保の取り組み等により、市民サービスの低下を招かないよう、財政システムの再構築に努めてきました。

2013（平成25）年度以降、市税は回復基調にあります。今後、全国的な傾向と同様、本市においても高齢化の進展に伴う介護保険事業や後期高齢者医療事業に係る経費や公共施設等の老朽化に伴って必要となる経費の増加が見込まれるとともに、本市特有の事情である市町村合併に対する財政措置が終焉を迎えるなど、厳しい財政状況が予想される中、第2次総合計画で掲げる目標の実現に向けた取り組みを着実に進めるためには、引き続き計画的に市債や基金を活用して持続可能な財政システムを構築し、健全な財政運営を行う必要があります。

[主要な財政指標の状況] ※全国市町村平均は東京都特別区を除く。

	財政力指数(2015)	経常収支比率(2015決算)	実質公債費比率(2015決算)	将来負担比率(2015決算)
清須市	0.95	83.5%	2.6%	- (負担額<基金等)
全国市町村平均	0.50	90.0%	7.4%	38.9%
県内類似団体平均	0.87	87.0%	4.2%	36.7%

[用語の解説]

○財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税制度に基づいて全国統一的な基準で算定した、基準財政収入額（標準的に収入しうる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分の額）を、基準財政需要額（平均的水準の行政運営に係る財政需要額）で除して得た数値の3年間の平均値です。

財政力指数が高いほど、地方交付税制度における留保財源（標準的に収入しうる地方税等のうち、基準財政需要額に対応する部分以外の額）が大きいこととなるため、財源に余裕があると言えます。

○経常収支比率

経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率で、地方税等の使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費や扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合です。

経常収支比率が低いほど、経常的経費に充当した経常一般財源の残りの部分が大きいこととなるため、臨時的財政需要に対する余裕ができ、財政構造に弾力性があると言えます。

○実質公債費比率

実質公債費比率は、標準財政規模（地方公共団体の標準的な一般財源規模）に対する、地方公共団体が一般会計等において負担する公債費や公債費に準じる経費の比率の3年間の平均値です。

借入金（市債）の返済額と、これに準じる経費の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示しています。

2009（平成21）年に全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）」においては、財政の早期健全化を促すための早期健全化基準（25%）と、財政の再生のための財政再生基準（35%）について規定されています。

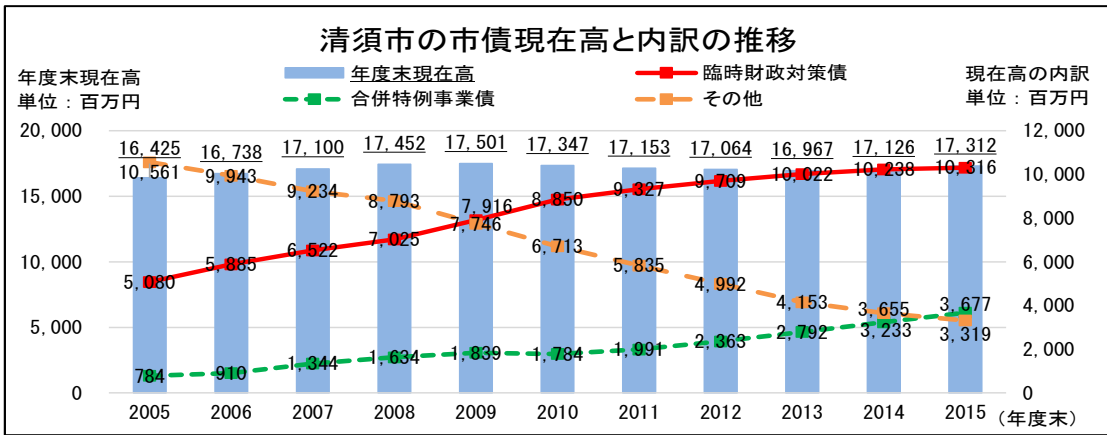
○将来負担比率

将来負担比率は、標準財政規模に対する、土地開発公社等の地方公社や、損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率です。

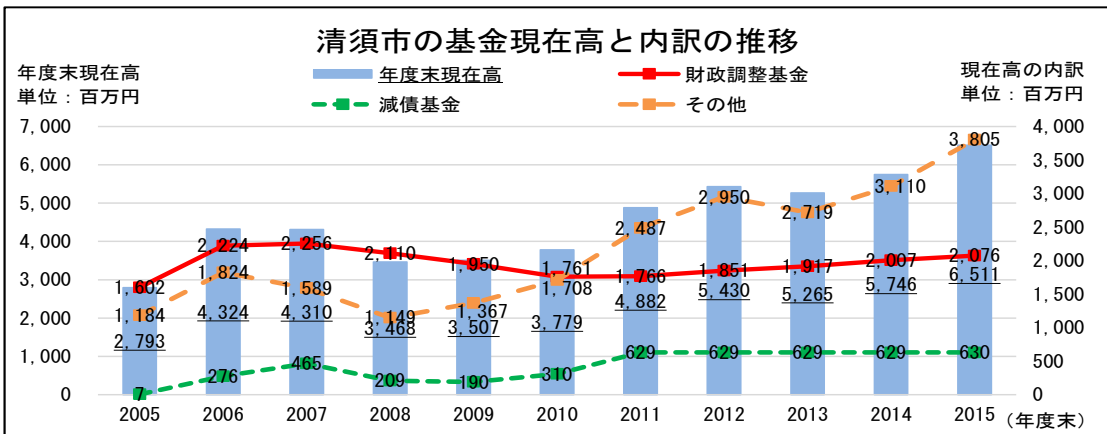
地方公共団体の一般会計等の借入金（市債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示しています。

実質公債費比率と同様、2009（平成21）年に全面施行された健全化法において、財政の早期健全化を促すための早期健全化基準（35%）について規定されています。

[清須市の市債現在高と内訳の推移] ※普通会計決算



[清須市の基金現在高と内訳の推移] ※普通会計決算



⑤ 協働の推進

第2次行政改革大綱では、行政と市民の対話や、市としての適切な情報提供・公開に努め、透明性の高い開かれた市政を推進することに加えて、防災活動や健康づくり等を契機として、多様な地域活動・市民活動を喚起し、市民と行政がともに手を携えながら地域社会を支えていく、「行政と市民の協働」の実現に努めてきました。

2015（平成27年）1月には、市民協働をより活性化するため、「清須市市民協働指針」を策定し、取り組みを進めているところです。

第2次総合計画では、新たな基本理念として「連携」を掲げ、世代や地域、官民の枠を超えて、幅広い層の市民・企業の交流や連携、協働を促進し、市の総合力を高めることを目指しています。

市民ニーズの多様化・高度化や、地域のつながりが希薄化する中、行政または市民だけでは解決できない地域社会の課題へ適切に対応するためには、多様な機会・場所を通じて、多様な主体が市政に参加できる環境づくりを推進する必要があります。

2 地方行革に係る国の取組状況

国においては、2015（平成 27）年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針のもと、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指して、経済・財政一体改革の推進を図ることとしています。

その柱の一つである「歳出改革」においては、国、地方、民間が一体となって、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組むこととしており、地方においても国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるとしています。

こうした中で、国は、国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの積極的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要であるとして、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づく助言。以下「助言通知」）を策定し、各地方自治体においてより積極的な業務改革の推進に努めるよう求めています。

本市においても、今後の行財政改革の推進にあたっては、助言通知に即して、取り組みの方向性や内容を整理することが必要です。

助言通知の概要（2015（平成 27）年 8 月 28 日総務省）

- 1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進
民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、地方独立行政法人制度の活用、BPRの手法やICTを活用した業務の見直し
 - 2 自治体情報システムのクラウド化の拡大
 - 3 公営企業・第三セクター等の経営健全化
 - 4 地方自治体の財政マネジメントの強化
公共施設等総合管理計画の策定促進、統一的な基準による地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用の推進
 - 5 PPP／PFIの拡大
- 業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施
 - これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表

Ⅲ 改革の方向性

これまでの本市における行政改革の取り組みや、国の地方行革に係る取組状況を踏まえるとともに、本市の行財政運営を取り巻く環境の変化に鑑み、第2次総合計画（基本構想）で定める「行政運営の方針」との整合性を確保しつつ、今後の本市の行財政改革の方向性を次のとおり定めます。

方向性 ① 更なる市民サービスの向上

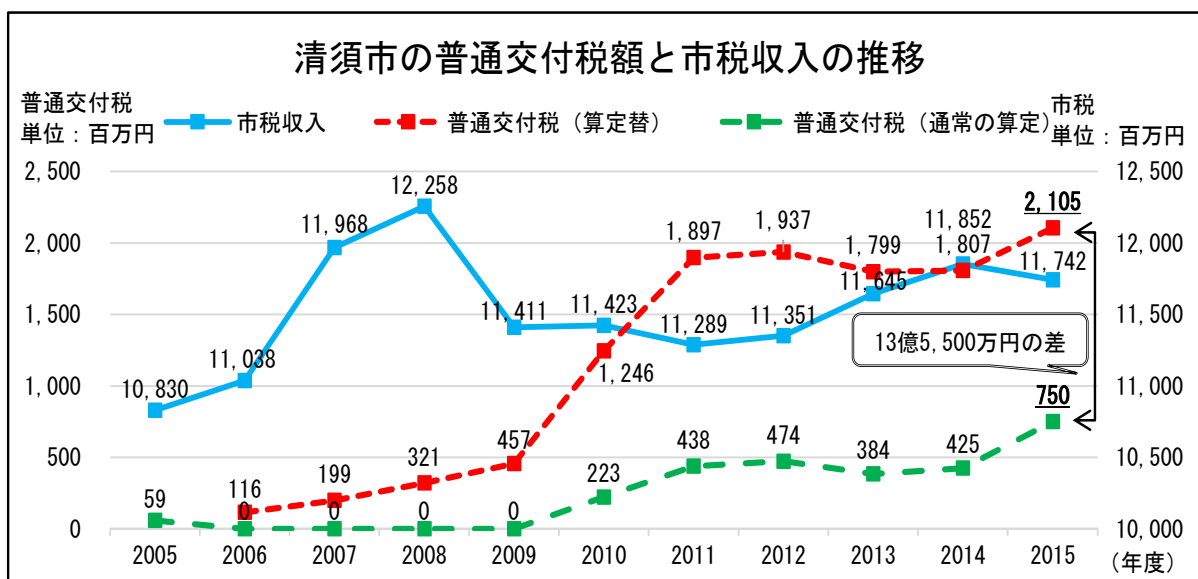
合併以来の懸案であった本庁方式への移行※を契機として、窓口サービスをはじめとする各種市民サービスについて、市民の利便性向上に資する取り組みを一層進めるとともに、質の向上に向けて、民間活力を積極的に導入するなど、更なる市民サービスの向上を目指します。

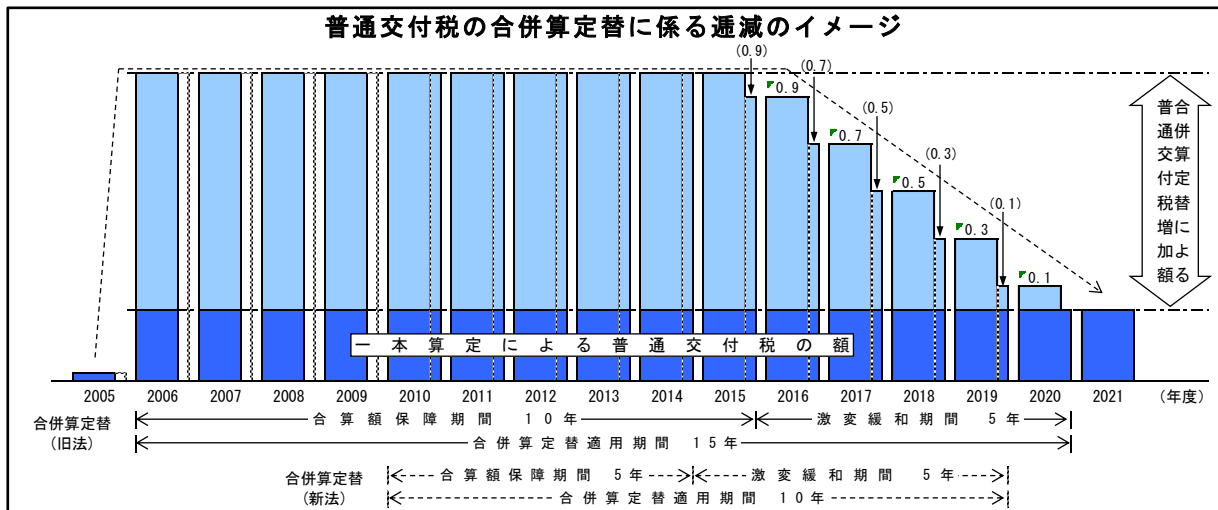
※旧3町の合併協議において、庁舎の利用の方式（機能）は本庁方式とし、新庁舎は新たに建設せず、本庁舎に必要な部分のみ増築するとしていた。また、経過的措置として本庁舎の増築部分完成までの間については、分庁方式とし、旧3町の庁舎を活用するとしていた。
これにより、これまで市役所本庁舎・西枇杷島庁舎・清洲庁舎の3庁舎体制としてきたが、2017（平成29）年1月の市役所北館の供用開始により、西枇杷島庁舎及び清洲庁舎を廃止し、本庁方式に移行した。

方向性 ② 持続可能な財政基盤の確立

普通交付税の合併算定替が2020（平成32）年度をもって終了するなど、今後直面する市町村合併に対する財政措置の終焉を見据えて、第2次総合計画を核とする行政運営マネジメントにより、限られた経営資源を、真に必要な分野に重点配分するとともに、新たな財源確保などにより、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

[清須市の普通交付税額と市税収入の推移]





方向性 ③ 市が有する経営資源の効果的・効率的な活用

第2次総合計画に基づく行政運営マネジメントを展開する上で、市が有する人材・資産・財源について、経営資源としての側面から積極的に捉え、その効果を最大限に発揮させるため、全ての経営資源の一層効果的・効率的な活用を目指します。

方向性 ④ 多様な主体との連携・協働

市町村合併による清須市の誕生から13年目を迎える中、これまで築き上げてきた新市の一体感をより深めながら、市の総合力を高めていくため、「自助・共助・公助」の考え方のもと、市が真に果たすべき役割を常に問い直しつつ、市民・団体・企業等、多様な主体との連携・協働を促進し、地域一丸となった公共サービスの提供体制の構築を目指します。

第2次総合計画（基本構想）の「行政運営の方針」

1 総合計画に基づく行政運営の推進

行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいて、行政運営を進めることを原則とします。

2 持続可能な財政運営の推進

市町村合併に対する財政措置（普通交付税の合併算定替、合併特例債の発行など）の終焉等を見据えて、政策と施策の体系的な整理に基づき、事務事業の効果を検証しながら継続的に見直しを行い、真に必要な分野に経営資源を重点的に配分するとともに、新たな財源確保や、長期的な視点に立った公共施設等の維持管理・更新に係る財政負担の軽減・平準化に取り組むなど、持続可能な財政運営を進めます。

3 市民協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズへの対応と、新市の一体感の醸成を図るため、これまでも様々な行政分野において、様々な形で市民との協働によるまちづくりを進めてきました。これまでの取り組みの継続に加えて、情報発信力の強化や交流の拠点づくりなどに新たに取り組む、市民協働の更なる推進を図ります。

IV 重点改革項目

「Ⅲ 改革の方向性」に即して、今後３年間で重点的に取り組むべき行財政改革の項目（重点改革項目）を次のとおり定めます。

「重点改革項目」のもとに、「具体的な取組項目（具体的な行財政改革の取組み）※」を体系的に整理します。

※「具体的な取組項目」のうち、「★」は国からの助言通知関係の取組項目、「新規」は新たな取組項目であることを示しています。

方向性 ① 更なる市民サービスの向上

■重点改革項目 1 市民サービス提供体制の再構築

受益者である市民目線に立った市民サービスを提供するため、本庁方式への移行の効果を最大限に発揮させるとともに、マイナンバー制度等を踏まえたICTの積極的な活用を図りながら、業務効率化・コスト削減にも留意しつつ、市民サービスの提供体制の再構築に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (1) 子育て世代包括支援センターの設置 **新規**
- (2) マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスの導入 **新規**
- (3) マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入 **★新規**
- (4) コンビニ収納の拡大
- (5) 市民サービスセンターのあり方検討

■重点改革項目 2 民間活力の有効活用

民間活力が十分に活用されていない行政分野において、市民サービスの質の向上と効率的な提供を進めるため、その活用可能性と効果を多角的に検証しながら、民間活力の有効活用に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (6) 指定管理者制度の拡充 **★**
- (7) 窓口業務の民間委託導入に向けた検討 **★新規**
- (8) 公共サービスの民営化

方向性 ② 持続可能な財政基盤の確立

■重点改革項目3 事務事業の再構築

限られた財源の中、真に必要な分野への経営資源の重点的な配分を進めるため、第2次総合計画における政策と施策の体系的な整理に基づき、各事務事業の目的と効果を不断に検証しながら、事務事業の再構築に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (9) 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善
- (10) 公共施設等の維持管理契約の最適化 **新規**
- (11) 情報システムのクラウド化 **★新規**

■重点改革項目4 健全な財政運営

財政運営の持続可能性を確立するため、特別会計等を含む本市の今後の財政状況を的確に見通しつつ、受益と負担の適正化などを図りながら、健全な財政運営に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (12) 財政中期試算を踏まえた財政運営
- (13) 公共施設使用料の適正化
- (14) 国民健康保険事業の運営のあり方検討
- (15) 下水道事業への公営企業会計の適用 **★新規**
- (16) 下水道事業に関する経営戦略の策定 **★新規**

方向性 ③ 市が有する経営資源の効果的・効率的な活用

■重点改革項目5 市有財産等の最適な管理・運用

市が保有するあらゆる資産を賢く使い、一層の有効活用を推進するため、公共施設等総合管理計画を着実に実施するとともに、固定資産台帳の積極的な活用を図りながら、市有財産等の最適な管理・運用に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (17) 公共施設マネジメントの推進 **★**
- (18) 統一的な基準による財務書類等の作成・活用 **★新規**
- (19) 市有財産等を活用した自主財源の確保

■重点改革項目6 人材の有効活用と育成

市が有する人材を経営資源として積極的に活用するため、定員の適正化を図る中で、職員の持てる能力を最大限に発揮できる環境整備を進めながら、人材の有効活用と育成に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (20) 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し
- (21) ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進
- (22) 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用

方向性④ 多様な主体との連携・協働

■重点改革項目7 市民協働の推進

多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応するため、市民活動団体の活動の活性化を促進し、多様な分野において市民協働型の事業展開を図りながら、市民協働の推進に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (23) 市民活動団体への支援^{新規}
- (24) 市民協働による事業の促進

■重点改革項目8 官民連携の推進

民間企業が有する様々なノウハウや資源を行政運営に積極的に生かしていくため、多様な分野において市内企業との連携を一層密にしながら、官民連携の推進に取り組みます。

[具体的な取組項目]

- (25) 市内企業との連携推進
- (26) ふるさと納税制度における市内企業との連携強化

V 具体的な取組項目

「具体的な取組項目」ごとに、当該取組に係る現状と課題を踏まえて、具体的な取組内容を定めるとともに、プランの計画期間である 2017（平成 29）年度から 2019（平成 31）年度までの 3 年度間の工程を整理し、計画期間中の着実な改革の推進を図ります。

また、工程に沿った取り組みを進める上で、その進捗度合いを定量的に把握することが可能な取組項目については、「進捗管理指標」を設定し、プランの進捗管理に生かしていきます。

具体的な取組項目の一覧

	[ページ]
(1) 子育て世代包括支援センターの設置【子育て支援課・健康推進課】	16
(2) マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスの導入 【子育て支援課・健康推進課】	17
(3) マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入 【市民課】	18
(4) コンビニ収納の拡大【収納課】	19
(5) 市民サービスセンターのあり方検討【企画政策課】	20
(6) 指定管理者制度の拡充【公の施設の所管課（企画政策課）】	21
(7) 窓口業務の民間委託導入に向けた検討 【窓口業務の所管課（人事秘書課）】	22
(8) 公共サービスの民営化【全庁（企画政策課）】	23
(9) 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善【全庁（企画政策課）】	24
(10) 公共施設等の維持管理契約の最適化【全庁（財政課）】	25
(11) 情報システムのクラウド化【企画政策課】	26
(12) 財政中期試算を踏まえた財政運営【財政課】	27
(13) 公共施設使用料の適正化【全庁（企画政策課）】	28
(14) 国民健康保険事業の運営のあり方検討【保険年金課】	29
(15) 下水道事業への公営企業会計の適用【上下水道課】	30
(16) 下水道事業に関する経営戦略の策定【上下水道課】	31
(17) 公共施設マネジメントの推進【全庁（財政課）】	32
(18) 統一的な基準による財務書類等の作成・活用【財政課】	33
(19) 市有財産等を活用した自主財源の確保【全庁（企画政策課）】	34
(20) 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し【人事秘書課】	35
(21) ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進【人事秘書課】	36
(22) 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用【人事秘書課】	37
(23) 市民活動団体への支援【企画政策課】	38
(24) 市民協働による事業の促進【全庁（企画政策課）】	39
(25) 市内企業との連携推進【全庁（企画政策課）】	40
(26) ふるさと納税制度における市内企業との連携強化【企画政策課】	41

方向性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 1	市民サービス提供体制の再構築

取組 1 子育て世代包括支援センターの設置	新規	担当課：子育て支援課・健康推進課
-----------------------	----	------------------

1 現状と課題

- 2015（平成 27）年の国勢調査では、調査開始以来、初めて日本の総人口が減少するなど、全国的に人口の減少や少子化の進行が深刻となっている中、本市においても、出生率が現状程度で推移した場合、2020（平成 32）年をピークとして人口減少局面を迎えることが見込まれています。
- このため、第 2 次総合計画では、「子育てのしやすいまちをつくる」ことを 1 つの政策の柱として、「子育て」の観点から分野横断的な施策の推進を目指しています。
- 分野横断的な施策の推進にあたっては、担当課の枠組みを超えて、妊娠期から始まる子育ての各ステージにおいて、切れ目なく支援を行うための体制づくりを進める必要があります。

2 取組内容

- 2020（平成 32）年度の開設を目途に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、関係機関との連携による切れ目ない支援をワンストップで行う総合窓口となる「子育て世代包括支援センター」の設置を検討します。
- 「子育て世代包括支援センター」の設置を見据えて、2017（平成 29）年度から、子育て家庭が保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、相談・支援などを総合的に行う「子育てコンシェルジュ」を配置します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■「子育て世代包括支援センター」の設置に向けた検討		▶
	■「子育てコンシェルジュ」の配置	（適切な運用）	▶

方向性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 1	市民サービス提供体制の再構築

取組 2	マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスの導入 新規	担当課：子育て支援課・健康推進課
------	--	------------------

1 現状と課題

- 国では、マイナンバーカードの利便性をより多くの方に実感してもらうことを目指して、児童手当・保育・母子保健・ひとり親支援に関する手続きについて、2017（平成 29 年）7 月から、全国の市町村が「マイナポータル」（国が中心となって運営するオンラインサービス）において、子育てワンストップサービスを利用できるようにするための準備を進めています。
- 本市においても、更なる市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスの導入を進める必要があります。

2 取組内容

- 2017（平成 29）年度中に、マイナンバーカードを利用した子育てワンストップサービスを導入し、児童手当・保育・母子保健・ひとり親支援関係の電子申請やお知らせ等に係るオンラインサービスを提供します。
- 子育て世代への積極的な周知など、子育てワンストップサービスの利用促進を図るとともに、利用状況等を踏まえて、サービスの充実・改善を図ります。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■子育てワンストップサービスの導入に向けた課題の整理・準備等 	<ul style="list-style-type: none"> ■導入 	<ul style="list-style-type: none"> （サービスの利用促進） や充実・改善

方向性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 1	市民サービス提供体制の再構築

取組 3	マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入 ★新規	担当課：市民課
------	-----------------------------------	---------

1 現状と課題

- 国の助言通知では、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付について、証明書の取得に要する時間など、社会的コストを削減する効果があるとともに、土日祝日を含め早朝から夜まで（6:30～23:00）の取得が可能になることによる利便性の向上、また証明書の交付に要する行政コストを削減する効果（窓口職員の削減等）があることから、導入について積極的に検討することが要請されています。
- 2016（平成 28 年）9 月 1 日時点の全国のコンビニ交付導入市町村数は 250 団体、対象人口は 5,014 万人となっていますが、導入市町村の更なる増加を図るため、国は 2017（平成 29）年度からの 3 年度間を集中取組期間として、導入に係る経費への財政措置（特別交付税措置）などを行うこととしています。
- 本市においても、更なる市民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入を進める必要があります。

2 取組内容

- 2019（平成 31）年度中の運用開始を目途に、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■コンビニ交付の導入に向けた課題の整理・準備等		▶■導入▶

方 向 性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 1	市民サービス提供体制の再構築

取組 4 コンビニ収納の拡大	担当課：収納課
----------------	---------

1 現状と課題

- 本市では、2014（平成 26）年 4 月から、市民が身近な場所で市税等の納付ができるよう、個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税のコンビニ収納を開始しました。
- 更なる市民サービスの向上を図るため、現在コンビニ収納を実施していない介護保険料等についても、コンビニ収納の導入を進める必要があります。

2 取組内容

- 2018（平成 30）年 4 月以降、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に係るコンビニ収納を順次導入します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■コンビニ収納の導入に向けた課題の整理・準備等	■順次導入	（適切な運用）
進捗管理指標 [現状値]			
■コンビニ収納による納付割合（全税目等・初回納期） [31.84%（2016 年度）]			

方向性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 1	市民サービス提供体制の再構築

取組 5 市民サービスセンターのあり方検討	担当課：企画政策課
-----------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2017（平成 29）年 1 月 10 日から本庁方式へ移行しましたが、市民サービスを低下させないため、各種証明書の発行については、西枇杷島地区・清洲地区・春日地区の各市民サービスセンターにおいて引き続き実施しています。
- 本庁方式移行後の各市民サービスセンターの利用状況については、本庁方式の効果や課題を検証する観点から、適切な把握に努める必要があります。
- また、本プランの取組 3「マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入」を進めることにより、各種証明書の取得がコンビニにおいて可能となることから、あわせて市民サービスセンターのあり方を検討する必要があります。

2 取組内容

- 本庁方式移行後の各市民サービスセンターの利用状況を適切に把握するとともに、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付の導入とあわせて、市民サービスセンターのあり方を検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■各市民サービスセンターの利用状況の把握	（毎年度）	▶
	■各種証明書のコンビニ交付の導入とあわせた市民サービスセンターのあり方の検討		▶
進捗管理指標			
■各種証明書の市民サービスセンターにおける発行割合			

方 向 性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 6 指定管理者制度の拡充 ★	担当課：公の施設の所管課 (企画政策課)
-------------------	-------------------------

1 現状と課題

- 国の助言通知では、公の施設について、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的・効率的な運営に努めるよう要請されています。
- また、その際には、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取り組みや、公募前対話の導入等による民間事業者の参入機会を増やす取り組みといった、指定管理者が参入しやすい環境整備も含めて検証するとともに、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理等の業務について部分的に指定管理者制度を導入するなど、幅広い視点から、その管理のあり方について検証することが要請されています。
- あわせて、国は、地方行政サービス改革を推進する観点から、全国比較が可能な形での指定管理者制度の導入状況の公表や、公の施設の指定管理者制度の導入等に係る地方交付税の算定への反映（トップランナー方式）を進めています。
- 本市では、清洲総合福祉センター・清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）・新川地域文化広場（カルチバ新川）・夢広場はるひ（市立図書館・はるひ美術館等）で指定管理者制度を導入していますが、国の方向性を踏まえた上で、幅広い視点から指定管理者制度の導入について検討を進める必要があります。

2 取組内容

- 民間のノウハウを有効に活用して公の施設の管理を行うことにより、より効果的・効率的な運営の実現や、サービスの質の向上などが見込まれる施設については、指定管理者制度の導入を積極的に検討し、順次、導入施設の拡大を図ります。
- 指定管理者制度の拡充を促進するため、導入や運用に係る統一的なガイドラインの策定を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■社会教育施設や観光施設等への指定管理者制度の導入に向けた検討 ■統一的なガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■検討結果を踏まえて、順次、指定管理者制度を導入 (適切な運用) 	<div style="text-align: right;">▶</div>
進捗管理指標 [現状値]			
<ul style="list-style-type: none"> ■指定管理者制度の導入施設数 [4 施設 (2016 年度末)] 			

方 向 性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 7 窓口業務の民間委託導入に向けた検討 ★新規	担当課：窓口業務の所管課 (人事秘書課)
-------------------------------	-------------------------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、窓口業務のアウトソーシングなど、汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を 2020（平成 32）年度までに倍増させることを目指しており、それを受けた国の助言通知においても、住民サービスに直結する窓口業務の見直しを重点的に行うことが要請されています。
- また、国は、地方行政サービス改革を推進する観点から、「市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務」と整理している住民票の写し等の交付などの 25 業務※について、全国比較が可能な形での委託状況の公表や、窓口業務のアウトソーシング等に係る地方交付税の算定への反映（トップランナー方式）の検討、民間委託のための業務マニュアル等の作成を進めています。

※住民異動届、住民票の写し等の交付、戸籍の附表の写しの交付、戸籍の届出、戸籍謄抄本等の交付、中長期在留者に係る住居地の届出、特別永住許可等に関する受付・交付、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、住居表示証明書の交付、埋葬・火葬許可、納税証明書の交付、国民健康保険関係の受付・交付、後期高齢者医療制度関係の受付・交付、介護保険関係の受付・交付、国民年金関係の受付、児童手当関係の受付、精神障害者保健福祉手帳の交付、身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付、妊娠届の受付・母子健康手帳の交付、飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、自動車臨時運行許可、転入（転居）者への転入学期日及び就学すべき小中学校の通知

- 本市においても、来庁者へのサービス向上や、業務の効率化を図るため、民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務について、民間委託の導入を検討する必要があります。

2 取組内容

- 民間事業者の取り扱いが可能な窓口業務について、来庁者へのサービス向上や、業務の効率化の観点から、民間委託の導入を検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■窓口業務の民間委託に係る効果・課題・業務範囲等の検討	※検討結果を踏まえて、導入の是非等を判断	

方 向 性 ①	更なる市民サービスの向上
重点改革項目 2	民間活力の有効活用

取組 8 公共サービスの民営化	担当課：全庁（企画政策課）
-----------------	---------------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、経済・財政一体改革の推進のためのアプローチとして、民間の知恵・資金等を有効活用し、公共サービスの効率化、質の向上を実現するとともに、企業やNPO等が国、地方自治体等と連携しつつ公的なサービスへの参画を飛躍的に進めることを目指しています。
- 本市においては、誘致した民間事業者が運営する認定こども園が 2016（平成 28）年 4 月に開園するなど、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図る観点から、公共サービスの民営化を行ってきました。
- 引き続き、市民サービスの向上等の観点から、特に民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスの民営化の可能性を検討する必要があります。

2 取組内容

- 2020（平成 32）年度の開園を目途に、一場保育園について、民間事業者が運営する認定こども園化を進めます。
- 民間事業者の参画が見込まれる分野については、公共サービスの民営化の可能性を検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■一場保育園の民間事業者による認定こども園化に向けた準備等		▶
	■公共サービスの民営化の可能性の検討		▶

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 3	事務事業の再構築

取組 9 行政評価を活用した事務事業の見直し・改善	担当課：全庁（企画政策課）
---------------------------	---------------

1 現状と課題

- 第2次総合計画は、行政運営マネジメントの基軸として、目的と手段が連鎖的につながる三層構造（基本構想 [政策]・基本計画 [施策]・実施計画 [事務事業]）の計画体系となっており、この体系に即して、「施策評価（基本計画レベル）」と「事務事業評価（実施計画レベル）」の二段階の行政評価を実施することにより、事務事業単位の見直し・改善に係るPDCAサイクルを構築することとしています。
- また、行政評価を行う上では、施策や事務事業の担当課が行う自己評価に加えて、外部の視点からの評価（外部評価）を実施することにより、評価の妥当性・客観性を確保する必要があります。

2 取組内容

- 毎年度、第2次総合計画（実施計画）に登載する事務事業（100事業程度）について、有効性（施策への寄与度）・効率性の観点から「事務事業評価」を行い、その結果を踏まえて、第2次総合計画（基本計画）の37施策について、施策の今後の方向性を整理する「施策評価」を実施します。
- 評価の妥当性・客観性を確保するため、「施策評価」を中心として、「清須市行政改革推進委員会」において、施策に対する事務事業の有効性（施策への寄与度）の評価の妥当性等の観点から、意見等の聴取（外部評価）を行います。
- 「施策評価」や外部評価の結果を踏まえて、施策の目的達成の観点から、その手段である事務事業の見直し・改善を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度
取組内容	■事務事業評価・施策評価の実施	（毎年度）	→
	■行政改革推進委員会における外部評価	（毎年度）	→
	■施策評価や外部評価の結果を踏まえた事務事業の見直し・改善	（毎年度）	→
進捗管理指標			
■行政評価を活用した事務事業の見直し・改善による財政効果額			

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 3	事務事業の再構築

取組 10 公共施設等の維持管理契約の最適化	新規	担当課：全庁（財政課）
------------------------	----	-------------

1 現状と課題

- 2016（平成 28）年 4 月 1 日現在、本市が保有する公共建築物は 93 施設（184, 415 m²）あり、その他のインフラなどを含めて、公共施設等の維持管理に係る業務の経費や、その契約に係る職員の事務負担は大きなものとなっています。
- また、公共施設等の維持管理は基本的に各施設単位で行っており、維持管理に係る業務の仕様等が、統一されていないといった課題があります。
- 今年度策定予定の「清須市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の維持管理に係る業務の契約について、全庁的な視点から最適化を図ることとしています。
- 経費の削減や事務の効率化、業務仕様の統一による維持管理水準の確保等の観点から、施設単位の枠組みを超えて、複数の公共施設等の維持管理に係る業務について、一括発注の可能性を検討する必要があります。

2 取組内容

- 立地エリアや施設の機能等を考慮の上、施設単位の枠組みを超えて、複数の公共施設等の維持管理に係る業務について、一括発注の可能性を検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■複数の公共施設等の維持管理に係る業務について、一括発注の可能性を検討	※検討結果を踏まえて、実施の是非等を判断	

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 3	事務事業の再構築

取組 11 情報システムのクラウド化 ★新規	担当課：企画政策課
------------------------	-----------

1 現状と課題

- 国の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、地方自治体においても業務の簡素化・標準化や、それらとあわせた「自治体クラウド」の積極的展開など、業務改革の抜本的な取り組みを加速化し、行政コストの低減を図ることを目指しており、助言通知においても、情報セキュリティの確保に留意しつつ、ICT化と業務改革の同時・一体的な推進が要請されています。
- また、助言通知では、複数地方自治体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」の積極的な導入を推進していますが、システム更新時期や業務仕様等が自治体間で異なることなどが課題となっています。
- 本市においても、業務負担の軽減や、セキュリティの向上、災害時の業務継続性などの観点から、「自治体クラウド」の導入も視野に入れて、情報システムのクラウド化を検討する必要があります。

2 取組内容

- 2022（平成 34）年度に予定している情報システムの更新を見据えて、複数地方自治体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」の導入も視野に、情報システムのクラウド化を検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■情報システムのクラウド化の検討		▶

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	健全な財政運営

取組 12 財政中期試算を踏まえた財政運営	担当課：財政課
-----------------------	---------

1 現状と課題

- 本市では、現状における市の実情を認識するとともに、将来の財政の健全性を確保しながら、市民ニーズに対応した行財政運営を行うための指標とすることを目的として、毎年度の当初予算をベースに、現時点で見込むことのできる制度や、今後計画されている事業等を踏まえた財政中期試算を作成しています。
- また、財政中期試算の結果を踏まえて、行政改革による歳出削減や、特定目的基金の計画的な積み立て・取り崩しなどを行ってきたところです。
- 今後、市町村合併に対する財政措置が終焉を迎えるなど、厳しい財政状況が予想される中で、第2次総合計画で掲げる目標の実現に向けた取り組みを着実に進めるため、的確に財政状況を見通した上で、計画的に市債や基金を活用して持続可能な財政システムを構築し、健全な財政運営に努める必要があります。

2 取組内容

- 財政中期試算の結果を踏まえて、毎年度、事務事業の見直し・改善などを含めて、予算配分の重点化・効率化に取り組みます。
- 施設整備事業など、大規模なプロジェクト事業の実施にあたっては、一定割合の基金積立金をその財源として確保するなど、市債発行の抑制に努めます。
- 財政調整基金については、現状の残高を維持することを基本として、計画的な活用を図ります。
- 弾力性のある財政構造を維持するため、県内類似団体の経常収支比率を目安として、経常経費の抑制に努めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■ 予算配分の重点化・効率化、市債発行の抑制など	（毎年度）	▶
進捗管理指標 [現状値]			
■ 市債残高 [17,312 百万円 (2015 年度末)]	■ 財政調整基金残高 [2,076 百万円 (2015 年度末)]	■ 経常収支比率 [83.5% (2015 年度決算)]	

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	健全な財政運営

取組 13 公共施設使用料の適正化	担当課：全庁（企画政策課）
-------------------	---------------

1 現状と課題

- 公共施設使用料については、市民負担の公平性と使用料設定の透明性を確保するため、市民が利用する施設の使用料設定に関する基本的な考え方や、算定基準等を明らかにした「清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針」を2015（平成27）年1月に策定し、同方針に基づき、2015（平成27）年10月1日に統一的な改定を行いました。
- 基本方針では、施設の維持管理に要する経費や、市民ニーズ等の変化を踏まえて、5年を目途に定期的な公共施設使用料の見直しの検討を行うこととしており、そのためには、毎年度の維持管理に要する経費の適切な把握等に努める必要があります。
- 加えて基本方針では、消費税の取り扱いについて、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとしており、2019（平成31）年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに対して、適切に対応する必要があります。
- また、清洲城など、原価計算に基づく使用料の設定が適さない等の理由から、基本方針では対象外とした施設の使用料についても、適正な使用料の設定に努める必要があります。

2 取組内容

- 毎年度、施設の維持管理に要する経費の適切な把握に努めるとともに、消費税率が10%へ引き上げられる予定の2019（平成31）年10月を目途に、税負担の円滑かつ適正な転嫁とあわせて、定期的な公共施設使用料の見直しを進めます。
- 基本方針では対象外とした施設の使用料についても、施設運営のあり方に関する検討や、他団体との水準比較等を通じて、必要に応じて見直しを検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度
取組内容	■維持管理に要する経費の適切な把握	（毎年度）	→
	■基本方針対象外施設（清洲城等）の使用料の見直しの検討	■定期的な公共施設使用料の見直しに向けた準備	→ ■公共施設使用料の改定
		※検討結果を踏まえて、見直しの是非等を判断	→

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	健全な財政運営

取組 14 国民健康保険事業の運営のあり方検討	担当課：保険年金課
-------------------------	-----------

1 現状と課題

- 市町村等が保険者として運営している国民健康保険事業については、被用者保険と比較して、被保険者の年齢層が高く、また所得が低いことや、小規模な保険者が多いなどの課題を踏まえて、2015（平成 27）年 5 月に、持続可能な医療保険制度を構築することを目的とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、2018（平成 30）年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険事業運営の中心的な役割を担い、制度を安定化することとされています。
- 本市においても、安定した国民健康保険事業の運営のため、保険税率の改定などを進めてきましたが、新制度の開始に伴って、愛知県から提示される市町村ごとの納付金や標準保険料率の設定等を踏まえて、収支均衡策を含む国民健康保険事業の運営のあり方について、引き続き検討する必要があります。

2 取組内容

- 愛知県から提示される市町村ごとの納付金や標準保険料率の設定等を踏まえて、収支均衡策を含む国民健康保険事業の運営のあり方を、定期的に検討します。
- 新制度の開始後も引き続き、国民健康保険事業において、効果的かつ効率的な保健事業を推進するため、2018（平成 30）年度を始期とする、次期「保健事業計画（データヘルス計画）」等を策定します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■県から提示される納付金等を踏まえた国民健康保険事業の運営のあり方の検討（保険税率の改定等の判断を含む） ■次期「保健事業計画（データヘルス計画）」等の策定 	（検討結果の反映）	<ul style="list-style-type: none"> ■定期的な国民健康保険事業の運営のあり方の検討

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	健全な財政運営

取組 15 下水道事業への公営企業会計の適用 ★新規	担当課：上下水道課
-------------------------------	-----------

1 現状と課題

- 国の助言通知では、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの 5 年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として、地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行するとともに、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表と固定資産台帳を整備することを通じて、自らの経営や資産等を正確に把握し、より計画的な経営基盤・財政マネジメントの強化に努めることが要請されています。
- 本市では、2013（平成 25）年 3 月から汚水処理の供用を開始した下水道事業について、公営企業会計を適用するための準備を 2015（平成 27）年度から進めており、引き続き適用に向けた準備を進める必要があります。
- また、公営企業会計の適用により、下水道事業に係る損益情報やストック情報など、経営状況のよりの確な把握が可能になることから、それを積極的に活用して下水道事業の経営を進める必要があります。

2 取組内容

- 2019（平成 31）年度からの適用を目途に、下水道事業への公営企業会計の適用を進めます。
- 公営企業会計の適用によって把握が可能になる損益情報やストック情報などを活用して、引き続き、汚水処理区域の拡大に向けた整備を進める下水道事業について、長期的な展望を見据えた経営を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■下水道事業への公営企業会計の適用に向けた課題の整理・準備等	→	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道事業への公営企業会計の適用 ■損益情報やストック情報などの活用による、長期的な展望を見据えた下水道事業の経営

方 向 性 ②	持続可能な財政基盤の確立
重点改革項目 4	健全な財政運営

取組 16 下水道事業に関する経営戦略の策定 ★新規	担当課：上下水道課
-------------------------------	-----------

1 現状と課題

- 国の助言通知では、公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を、将来にわたり安定的に継続するために、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むことが要請されています。
- また、国は、「経営戦略」の策定にあたっての実務上の指針となる「経営戦略策定ガイドライン」を取りまとめるなど、策定に向けた支援を行っています。
- 本市では、今年度策定予定の下水道事業に関する「経営戦略」に基づいて、中長期的な目標を設定して、経営を進めることとしています。「経営戦略」では、現在進めている下水道整備を中心とした投資試算と、下水道使用料や受益者負担金（建設費の一部負担）等の財源試算などを行っています。
- 取組 15「下水道事業への公営企業会計の適用」では、2019（平成 31）年度を目途に、下水道事業への公営企業会計の適用を進めることとしており、それにあわせて、公営企業会計の考え方を踏まえた次期「経営戦略」の策定を進める必要があります。

2 取組内容

- 2019（平成 31）年度からの適用を目途に進めている、下水道事業への公営企業会計の適用にあわせて、公営企業会計の考え方を踏まえた、下水道事業に関する次期「経営戦略」を策定します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■公営企業会計の考え方を踏まえた、下水道事業に関する次期「経営戦略」の策定に向けた検討	■次期「経営戦略」の策定	■次期「経営戦略」に基づく経営の推進

方 向 性 ③	市が有する経営資源の効果的・効率的な活用
重点改革項目 5	市有財産等の最適な管理・運用

取組 17 公共施設マネジメントの推進 ★	担当課：全庁（財政課）
-----------------------	-------------

1 現状と課題

- 国は、公共施設等の老朽化が大きな課題となる中、地方自治体においても、厳しい財政状況の下、効率的に公共施設マネジメントを実施することが必要であるとして、公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設マネジメントの一層の推進を求めています。
- 本市では、今年度策定予定の「清須市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、「事後的管理から予防保全型維持管理への転換」、「施設総量の最適化」及び「効果的・効率的な維持管理の推進」を掲げ、具体的な取り組みを推進していくこととしています。
- 「施設総量の最適化」に向けては、公共施設等の状態（劣化状況等）と機能の両面から、公共施設等の更なる集約化や複合化を検討する必要があります。

2 取組内容

- 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定に向けた検討過程を通じて、公共施設等の状態と機能の両面から、公共施設等の更なる集約化や複合化に向けた検討を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■公共施設等の状態を把握するための基礎調査の実施	■公共施設等の更なる集約化や複合化に向けた検討 ■検討結果を踏まえて、順次、個別施設計画を策定	▶
進捗管理指標			
■公共建築物に係る個別施設計画（学校を除く）を策定した施設数			

方 向 性 ③	市が有する経営資源の効果的・効率的な活用
重点改革項目 5	市有財産等の最適な管理・運用

取組 18 統一的な基準による財務書類等の作成・活用 ★新規	担当課：財政課
--------------------------------	---------

1 現状と課題

- 本市では、資産及び債務に関する情報や、行政サービスを提供するために発生したコスト情報を、市民に対して分かりやすく説明することなどを目的として、貸借対照表や行政コスト計算書等の財務書類等を作成・公表していますが、全国統一的な基準による作成ではないことや、資産価値に係る情報等を網羅的に把握した固定資産台帳の整備を前提としていないなどの課題があります。
- こうした中、国は固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、財務書類等の作成に関する統一的な基準を示した上で、原則として 2015（平成 27）年度から 2017（平成 29）年度までの 3 年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用することを地方自治体に要請しています。
- 本市においても、客観性・比較可能性の確保や、固定資産台帳の整備による公共施設マネジメントへの活用といった観点から、統一的な基準による財務書類等の作成・活用を進める必要があります。

2 取組内容

- 2017（平成 29）年度中に、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成します。
- 統一的な基準による財務書類等の、公共施設マネジメントや予算編成等への活用を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■統一的な基準による財務書類等の作成	（毎年度）	→
		■公共施設マネジメントや予算編成等への財務書類等の活用推進	→

方向性 ③	市が有する経営資源の効果的・効率的な活用
重点改革項目 5	市有財産等の最適な管理・運用

取組 19 市有財産等を活用した自主財源の確保	担当課：全庁（企画政策課）
-------------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、土地や建物といった市有財産について、これまでも未利用地の売却や、2015（平成 26）年度から、行政財産の余裕部分を自動販売機設置等のために貸付するなど、積極的な活用を図りながら、自主財源の確保に取り組んできました。
- あわせて、ホームページやコミュニティバス（時刻表・ルート図）など、広告事業の媒体として活用が可能なものについては、順次、広告事業の導入を進めてきたところです。
- これまでの取り組みによって、市有財産等については一定の利活用が図られていますが、新たな自主財源を確保するとともに、その財源を市民サービスの向上に活用する観点から、既存の考え方にとらわれることなく、様々な方法により、広告事業の媒体として活用が可能なものを含めた、市有財産等の一層効果的・効率的な活用を検討する必要があります。

2 取組内容

- 2018（平成 30）年度の運用開始を目途に、「広報清須」への有料広告掲載の実施を進めます。
- ネーミングライツ（施設命名権）など、市有財産等の新たな活用策の導入を検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■「広報清須」への有料広告掲載の実施に向けた課題の整理・準備等	■導入	（適切な運用）
	■ネーミングライツ（施設命名権）など、市有財産等の新たな活用策の実施の検討	※検討結果を踏まえて、導入の是非等を判断	
進捗管理指標			
■市有財産等の活用（新規）による財政効果額			

方 向 性 ③	市が有する経営資源の効果的・効率的な活用
重点改革項目 6	人材の有効活用と育成

取組 20 定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直し	担当課：人事秘書課
------------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、合併団体という点を踏まえて、組織のスリム化を図る観点から、2007（平成 19）年 3 月に「清須市第 1 次定員適正化計画」を策定して以降、現行の 2014（平成 26）年度～2019（平成 31）年度を計画期間とする「清須市第 3 次定員適正化計画」まで、定期的な採用を行いつつ、数値目標を定めて定員の適正化を進めてきました。
- 定員の適正化にあたっては、行政運営の一層の効率化を図るため、組織の見直しをあわせて行ってきたところです。
- また、2014（平成 26）年度からは、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴って、短時間勤務の再任用職員の雇用を始めています。
- 市の業務が多様化・複雑化する中で、市民サービスの向上や行政運営マネジメントの推進を図るため、業務量の適切な把握に努めるとともに、それを踏まえて、業務の種類や性質に応じて再任用職員、非常勤嘱託員、臨時職員等を活用しながら、定員の適正化と政策課題に対応した組織の見直しを進める必要があります。

2 取組内容

- 今後の見直しを含めた、各担当課の業務量の適切な把握に努めるとともに、本プランに基づく行財政改革の取り組みの効果を生かしながら、定員の適正化を進めます。
- 定員の適正化とあわせて、政策課題に対応した組織の見直しを随時検討します。
- 現計画の課題を踏まえて、2019（平成 31）年度を始期とする次期「定員適正化計画」を策定します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■業務量の適切な把握、定員の適正化 ■政策課題に対応した組織の見直しの検討 	（毎年度）	→
		（随時）	→
<ul style="list-style-type: none"> ■次期「定員適正化計画」の策定 			
進捗管理指標 [現状値]			
<ul style="list-style-type: none"> ■清須市の職員数 [443 人（2016 年 4 月 1 日）]			

方 向 性 ③	市が有する経営資源の効果的・効率的な活用
重点改革項目 6	人材の有効活用と育成

取組 21 ワークライフバランスと女性職員の活躍の推進	担当課：人事秘書課
-----------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員が仕事と子育ての両立ができる職場環境の整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定して、時間外勤務の縮減や、休暇取得の促進などの取り組みを進めてきました。
- また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立にあわせて、「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」を策定して、女性職員の活躍を推進するための取り組みを進めています。
- 2016（平成 28）年 6 月 2 日に閣議決定された国の「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「働き方改革」を取り組みの柱として、長時間労働の是正などを進めるとともに、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりの加速化を進めることとしています。
- 全ての職員がその能力を最大限に発揮し、市民サービスの向上を図る観点から、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や、女性職員の活躍の推進に向けた取り組みを進める必要があります。

2 取組内容

- 時間外勤務の縮減や、休暇取得の促進など、特定事業主行動計画で定める目標実現に向けた取り組みを、着実に実施します。
- 現計画の課題を踏まえて、2020（平成 32）年度を始期とする次期「特定事業主行動計画」を策定します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■現計画の目標実現に向けた取り組みの推進		■次期「特定事業主行動計画」の策定
進捗管理指標 [現状値]			
	■職員一人当たりの超過勤務時間数（月平均） [6.4 時間（2015 年度）]		■職員一人当たりの年次休暇取得日数 [8.2 日（2015 年）]

方 向 性 ③	市が有する経営資源の効果的・効率的な活用
重点改革項目 6	人材の有効活用と育成

取組 22 職員研修の充実と人事評価制度の適正運用	担当課：人事秘書課
---------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、職員を重要な経営資源として捉えて、資質のより一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限に引き出すことを目指して、「清須市人材育成基本方針」を策定し、目指す人材像を設定するとともに、「総合的な人材育成型人事管理の推進」、「人が育つ職場管理」、「人が伸びる職員研修」を柱として、取り組みを進めています。
- これまでも、「総合的な人材育成型人事管理の推進」に向けて、能力開発や人事配置、給与処遇への活用を目的とした人事評価制度の運用など、人材育成の観点から、人事システム全体が機能する仕組みづくりを進めてきました。
- 職員の成長が組織力の強化につながり、ひいては第2次総合計画で掲げる将来像等の実現につながるという認識に立って、職員の役職や在職年数に応じた職員研修の充実や、人事評価制度の適正な運用などにより、より実効的な人材育成に取り組む必要があります。

2 取組内容

- アンケート等を通じて、職員の研修に対するニーズを把握するとともに、職員の役職や在職年数等に応じて、必要となる能力にあわせた質の高い研修を着実に実施します。
- 人事評価制度について、引き続き適正な運用を図るとともに、より実効的な人材育成を進める観点から、制度の見直しを随時検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成29）年度	2018（平成30）年度	2019（平成31）年度
取組内容	■研修に対するニーズ把握、質の高い研修実施	（毎年度）	→
	■人事評価制度の適正な運用	（毎年度）	→
	■人事評価制度の見直しの検討	（随時）	→

方 向 性 ④	多様な主体との連携・協働
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 23 市民活動団体への支援	新規	担当課：企画政策課
------------------	----	-----------

1 現状と課題

- 第2次総合計画では、「行政運営の方針」の一つとして、「市民協働の推進」を掲げており、これまでの取り組みの継続に加えて、新たに情報発信力の強化や交流の拠点づくりなどにより、市民協働の更なる推進を図ることとしています。
- 市民協働の更なる推進を図るためには、その重要な担い手となる市民活動団体（市内を中心として、自発的・非営利により公共的な活動に取り組む団体）への様々な支援を通じて、その活動の活性化を促進する必要があります。

2 取組内容

- 市民活動団体の活動等に係る情報の集約・一元化を図り、その情報の市民への積極的な発信を進めます。
- 集約・一元化した市民活動団体の活動等に係る情報を生かして、情報発信に加えて、更なる市民活動団体への支援のあり方を検討します。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■市民活動団体の活動等に係る情報の集約・一元化	■市民活動団体の活動等に係る積極的な情報発信	→
		■更なる市民活動団体への支援のあり方の検討	→
進捗管理指標			
■市が情報発信を行っている市民活動団体数			

方 向 性 ④	多様な主体との連携・協働
重点改革項目 7	市民協働の推進

取組 24 市民協働による事業の促進	担当課：全庁（企画政策課）
--------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、環境保全や子育て支援、地域の安全確保など、様々な行政分野において、様々な手法により、市民との協働によるまちづくりを進めてきました。
- また、2015（平成 27）年 1 月には「清須市市民協働指針」を策定し、協働の考え方や形態等を整理することにより、市民協働による事業の促進に向けた環境整備を行いました。
- 市民ニーズの多様化・高度化や、地域のつながりが希薄化する中、行政または市民だけでは解決できない地域社会の課題へ適切に対応するためには、市民協働の取り組みを一層推進する必要があります。

2 取組内容

- 集約・一元化した市民活動団体の活動等に係る情報（「取組 23」参照）を生かして、新規事業の開始時だけでなく、既存の事業も含めて、市民協働による事業の促進を図るための庁内の体制整備を進めます。
- 体制整備を通じて、「清須市市民協働指針」の充実・改善を図ります。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■市民活動団体の活動等に係る情報の集約・一元化	■市民協働による事業の促進を図るための庁内の体制整備	→
		■「清須市市民協働指針」の充実・改善	→

方 向 性 ④	多様な主体との連携・協働
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 25 市内企業との連携推進	担当課：全庁（企画政策課）
------------------	---------------

1 現状と課題

- 本市では、防災や観光、地方創生など、様々な行政分野において、協定書の締結をはじめとした様々な手法により、市内企業との連携を推進してきました。
- 各行政分野で抱える課題の解決に向けては、市内企業が有する様々なノウハウや資源の積極的な活用が効果的であることから、連携の効果が企業活動にも還元される形で、市内企業との連携を一層推進していく必要があります。

2 取組内容

- 市内企業との連携に係る情報の集約・一元化を図り、その情報の全庁的な共有を通じて、市内企業との連携を一層推進するための庁内の体制整備を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■市内企業との連携に係る情報の集約・一元化 	<ul style="list-style-type: none"> ■市内企業との連携を推進するための庁内の体制整備 	→

方 向 性 ④	多様な主体との連携・協働
重点改革項目 8	官民連携の推進

取組 26 ふるさと納税制度における市内企業との連携強化	担当課：企画政策課
------------------------------	-----------

1 現状と課題

- 本市では、2015（平成 27）年 11 月から、ふるさと納税制度を通じて市を応援していただいた方に対して、返礼品として、地域特産品等の贈呈を行っています。
- 返礼品については、地域特産品等の P R 及び販売促進による地域経済の活性化を目的として、その提供に協賛していただける市内企業を募集しています。
- ふるさと納税制度を活用し、市と地域特産品等の P R を推進する観点から、市内企業との連携を強化し、より魅力的な返礼品の贈呈等を検討する必要があります。

2 取組内容

- ふるさと納税制度について、市内企業との連携を強化し、協賛企業の拡大を図るとともに、より魅力的な返礼品の贈呈を進めます。

3 取組の工程

年度	2017（平成 29）年度	2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度
取組内容	■協賛企業の拡大		▶
	■より魅力的な返礼品の贈呈		▶
進捗管理指標《現状値》			
	■ふるさと納税制度の協賛企業数 6 社（2016 年末）		■ふるさと納税制度の返礼品数 19 品（2016 年末）

VI プランの進捗管理

1 進捗管理の方法

毎年度、具体的な取組項目（26 項目）ごとの進捗状況について、「取組の工程」や「進捗管理指標」に基づき、過年度の取組結果と、その結果に基づく当該年度以降の取組予定を整理します。

整理した内容について、外部の有識者で構成する「清須市行政改革推進委員会」からの意見聴取等を実施することにより、進捗管理の透明性と実効性を確保していきます。

加えて、進捗状況については、市ホームページ等を通じて、広く市民に公開します。

2 財政効果額

効率化等による歳出削減額、新たな財源確保等による歳入増加額を「財政効果額」として整理し、当該年度の取組効果が次年度の予算に反映されることから、具体的な取組項目（26 項目）を対象として、毎年度、予算編成とあわせて算定を行い、進捗管理に活用します。

